

みんなで知るう!「鳴門市自治基本条例」

「鳴門市自治基本条例」には、まちづくりの主体である市民等、議会、行政の役割が定められています。三者が適切な役割分担のもと、互いに補い合いながら、協働して地域課題の解決に取り組むことが大切です。「市民等が主役のまちづくり」の実現を目指すための市長および行政の責務について詳しく紹介します。

◆市長の責務 (第12条)◆

①市民の目線に立った市政運営に努めます

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることが役割であり、地方公共団体を統轄し、代表する市長は、市民の目線に立って、市民全体の利益を優先して行動し、的確な判断のもと効率的な市政運営を図ります。

②市民等との協働による施策、事業等の推進を図ります。

市長は、まちづくりの担い手である市民等の自主的な活動を尊重するとともに、協働による施策、事業等を推進します。

③職員の能力向上を図り、効率的な組織運営に努めます

市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、職員の資質向上を図りながら簡素で効率的な組織運営に努めます。

■効率的な組織運営の例 職員研修 スーパー改革プランなど

※「市民等」には、市民のほか、市内で働く人や学ぶ人、事業者や町内会、自治振興会、NPO法人、ボランティアグループなどの市民活動団体を含みます。



◆行政の責務 (第13条)◆

①市民等と市政情報を共有します

市民等の参画と協働による開かれた市政を実現するため、広報紙やホームページなど多様な媒体の活用などにより、市政のさまざまな情報を積極的に提供し、市民等との情報の共有に努めます。また、市政について、市民等にわかりやすく説明します。

■情報提供の例 総合計画・スーパー改革プランなどの計画
人事行政の運営状況・財政状況
審議会・出前市長室の会議内容など

②市民等の市政への参画の機会を確保します

市民等が主役のまちづくりを推進するため、市民等が施策の決定過程などに意見を反映できる機会の確保に努めます。

■参画の例 パブリックコメント手続 審議会等への参加 出前市長室
元気UPトーク 市長への手紙 市民提案制度 住民投票など



③市民等との協働のまちづくりを推進します

市民等の主体的なまちづくり活動に対し、自主性などを尊重し、必要に応じてさまざまな支援を講じるとともに、市民等と協働してまちづくりを進めていきます。

■支援の例 地域づくり事業活性化補助金 地域活動の場所・人・資材等の協力など

また、条例第14条には、市職員は、市民等との信頼関係を構築し、積極的に地域の課題解決に取り組むとともに、法令を遵守し、能力開発にも努め、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行することなど職員の責務も定めています。ごく当たり前のことですが、ルールとして、はじめて条例形式で明示しました。

市では、この条例の趣旨に基づき、「市民等が主役のまちづくり」の実現に向け、市民の皆さんが、これまで以上に市政に参画できる機会を確保し、その意思が反映される市政運営を行います。

問 市役所市民協働推進課 ☎684・1375

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。条例全文については広報5月号に掲載しています。

